平成２２年（フ）第１０５５号
広島市安佐北区落合南２丁目48番32号
債務者　山本　昭子
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０９２号
広島県東広島市西条町助実1779番地１　日角ビル３Ａ
債務者　塚本　隆之
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１１２号
広島県廿日市市宮島町960番地２
債務者　葛城洋二朗
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１１３号
広島県廿日市市宮島町960番地２
債務者　葛城シキミ
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１１９号
広島市中区基町19番１―739号
債務者　越智　恵子
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４５８号
鹿児島県鹿児島市皇徳寺台３丁目83番６号
債務者　鳥越美智子
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第３０７号
沖縄県那覇市字真嘉比190番地１　銘苅アパート305
債務者　登川美由紀
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第３３号
北海道岩内郡岩内町字野束３番地の５　島野Ｂ団地99号
債務者　吉田　篤
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２２年（フ）第１１２号
宮城県牡鹿郡女川町浦宿浜字尾田峯158番地尾田峯住宅14号
債務者　阿部　良彦
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第４７号
福島県南相馬市原町区仲町３丁目２番地仲町団地２号棟507号室
債務者　大塚　元子
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２２年（フ）第２１９号
長野県下高井郡山ノ内町志賀高原丸池志賀ハイランドホテル、住民票上の住所長野県東御市八重原2739番地
債務者　依田　志彦（旧姓小宮山）
1　決定年月日時　平成22年８月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１８０号
長野県安曇野市穂高柏原3008番地
債務者　加藤　茂
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第１８１号
長野県安曇野市穂高柏原3008番地
債務者　加藤　時子
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第１２７９号
名古屋市中区栄５丁目10番５号　ドムス栄503号
債務者　畠山　晋
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２０８号
兵庫県川辺郡猪名川町白金１丁目93番地９
債務者　安達　裕子
1　決定年月日時　平成22年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第２９１号
神戸市西区曙町1070　社会福祉法人兵庫県福祉事業団総合リハビリテーションセンター内、住民票上の住所兵庫県宝塚市小林４丁目７番45―３―307号
債務者　濱本　敏治
1　決定年月日時　平成22年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第３２８号
兵庫県伊丹市西野５丁目290番地グランドハイツ202号
債務者　神場矢恵子
1　決定年月日時　平成22年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部